

旅費規定

(目的)

第1条 この規定は、新潟県カーリング協会（以下「本協会」と言う）の役員及び協会員が旅行の命令又は依頼を受け、理事会、専門委員会等（国内会議及び国内大会等）に出席し、出席先から旅費の支給が無い場合に、本協会が支給する旅費に関し定めたものである。

(旅行の命令・依頼)

第2条 旅行の命令又は依頼は、本協会会長が文書または口頭により行うものとする。

(旅費の種類)

第3条 この規定に基づく旅費とは、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、高速料金を含むマイカー乗車費用等）パッケージ旅行費、宿泊費のことをいう。

(旅費の計算)

第4条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の支給・精算)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、事務局長に領収書を提示し請求する。

2 旅費の支給上限額は、支給の都度理事会で決定するものとし、請求のあった実費を支給する。

3 旅費の支払いは原則精算払いとする。

(マイカー乗車旅費の支給・精算)

第6条 マイカーを使用し、片道100km以上乗車し、旅費の支給を受けようとする者は、乗車費用および高速道利用料金を別紙1「マイカー等使用旅費支給申請書」に記載し、事務局長へ提出し請求する。

2. 乗車費用支給額は、片道乗車距離に応じた別表1「マイカー等距離別乗車費用支給額一覧表」を上限額とし、支給の都度理事会で決定するものとする。

3. 高速道利用料金は、利用時の区間料金を上限額とし、支給の都度理事会で決定するものとする。

(宿泊費)

第7条 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、旅行中の夜数に応じてその実費を支払うことができる。

2. 宿泊費は10,000円を上限額とし、支給の都度理事会で決定するものとする。

(変更)

第8条 この規定は、理事会の決議により変更することができる。

附 則 この規定は、令和 年 月 日から施行する。

マイカー等距離別乗車費用支給額一覧表

2020年 月 日制定

片道100km以上を支給対象とする
 片道距離40kmで1回の往復費用を1,680円と設定
 片道乗車距離は1km未満は1kmに切り上げる
 1km毎に37.6円追加し10円単位に切り上げる
 本一覧表は、毎年4月に見直しを行うものとする

| 片道乗車距離[km] | 往復乗車費用 [円] | 参考乗車区間 |
|------------|------------|-----------------------|
| 40 | 1,680 | |
| 50 | 2,050 | |
| 58 | 2,350 | 長岡市役所～北陸道経由新潟アイスアリーナ |
| 60 | 2,430 | |
| 70 | 2,800 | |
| 80 | 3,180 | |
| 84 | 3,330 | 柏崎市役所～北陸道経由新潟アイスアリーナ |
| 90 | 3,560 | |
| 100 | 3,930 | 支給開始対象距離 |
| 110 | 4,310 | |
| 120 | 4,690 | |
| 130 | 5,060 | |
| 140 | 5,440 | |
| 150 | 5,810 | |
| 160 | 6,190 | |
| 170 | 6,570 | |
| 180 | 6,940 | |
| 189 | 7,280 | 柏崎市役所～上信越道経由軽井沢アイスパーク |
| 190 | 7,320 | |
| 200 | 7,700 | |
| 210 | 8,070 | |
| 220 | 8,450 | |
| 230 | 8,820 | |
| 240 | 9,200 | |
| 250 | 9,580 | |
| 260 | 9,950 | |
| 270 | 10,330 | |
| 274 | 10,480 | 新潟市役所～関越道経由軽井沢アイスパーク |
| 280 | 10,700 | |
| 290 | 11,080 | |
| 292 | 11,160 | 新潟市役所～上信越道経由軽井沢アイスパーク |
| 300 | 11,460 | |
| 310 | 11,830 | |
| 320 | 12,210 | |
| 330 | 12,590 | |
| 340 | 12,960 | |
| 350 | 13,340 | |